

1 敷地内の通路（政令第17条・19条 条例第22条・25条）

■基本的な考え方

道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。
 その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

■目次

項目	ページ
通路幅員	1-2
転回スペース	1-2
戸の構造	1-2
横断溝の仕様	1-3
動線計画	1-4
仕上げ	1-4
段	1-5
傾斜路（屋外）（屋内の傾斜路については、[5] 傾斜路を参照）	1-5
通路上の障害物	1-6
照明	1-6
車寄せ	1-7
休憩スペース	1-7

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
通路幅員			
○		・通路の幅は、180cm 以上とする。 解説 車椅子使用者同士のすれ違いに配慮。電動車椅子やスポーツ用の車椅子の場合は、この限りではない。	図 1.1 図 1.5
○		・通路が狭い場合、折れ曲がり部に隅切りをとると車椅子が通行しやすい。	
○		・通路の幅は、通路利用の想定人員等に基づき、適切な幅を確保する。	
○		・通路に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、その利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な幅を確保すること。なお、車椅子使用者のサイトラインを確保できるよう、前列に誘導するために必要な幅を確保する。	
○		・通路では、つまずき危険源となる突出物は配置しない。	
●		移動等円滑化経路 ・幅は、120cm 以上とする。 解説 手すりがある場合、その内側で計測する。	図 1.1 図 1.5
<p>図 1.1 敷地内の通路の有効幅員</p> <p>●120cm 以上 車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法</p> <p>○150cm 以上 人と車椅子使用者がすれ違える寸法 車椅子使用者が回転(360°)できる寸法</p> <p>○180cm 以上 車椅子使用者同士がすれ違える寸法 車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法</p>			
転回スペース			
●		移動等円滑化経路 ・50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。	
戸の構造			
●		移動等円滑化経路 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	図 1.5

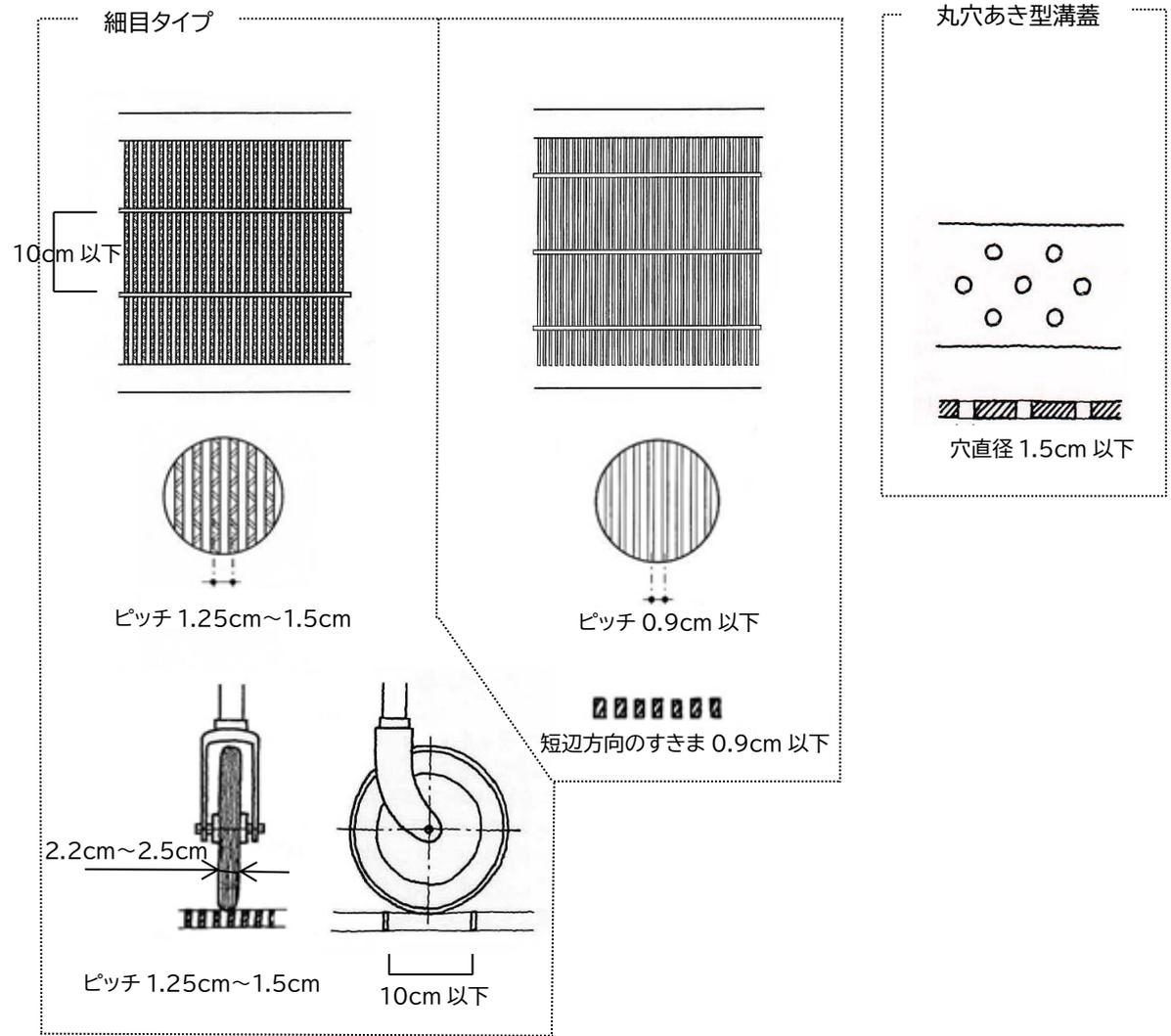
項目 ○推奨 ●義務	内容	参照 図表
------------------	----	----------

横断溝の仕様

- **移動等円滑化経路**
・通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ちないものとする。

図 1.2

図 1.2 横断溝の仕様



項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表												
動線計画															
○		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。 <small>解説</small> やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くするなど、危険を回避する。クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。駐輪場と駐車場の経路も、できる限り交錯を避ける工夫をする。 													
○		<ul style="list-style-type: none"> 歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。 	図 1.5												
○		<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者と視覚障がい者との動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。 													
○		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等と他の利用者が同じ経路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障がい者等用の主要な通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者と著しく異なる経路とならないよう留意するとともに、適切に案内誘導を行う。 													
○		<ul style="list-style-type: none"> 位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置する。 <small>解説</small> 常時音が出ている案内のこと。[13] 案内設備のインターホンや案内板と併用する。 	図 1.5												
○		<ul style="list-style-type: none"> 弱視者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける、歩道と車路の色の明度、色相または彩度の差を大きくし、その境界を容易に識別できるものとするなどの配慮をする。 													
○		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。 <small>解説</small> 砂利敷、飛石、小段等は車椅子使用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別ルートを確保できるようにすること。 	図 1.5												
○		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界と建築物の出入口の距離が短いなど、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、または従業員等による人的誘導を行う。 													
仕上げ															
○		<ul style="list-style-type: none"> 水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とする。 													
○		<ul style="list-style-type: none"> 水勾配が必要な場合は、横断勾配を2%以下とする。 													
●	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 <small>解説</small> 床材の滑りの評価指標としては、日本産業規格 JIS A 1454 がある。 	表 1.1												
<p>表 1.1 傾斜路の床仕上げの例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>床材(舗装材)</th> <th>配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>平滑に仕上げる</td> </tr> <tr> <td>コンクリート・モルタル</td> <td>ほうき目等、粗面が望ましい</td> </tr> <tr> <td>コンクリート平板</td> <td>ゴム入等、ノンスリップ加工が必要</td> </tr> <tr> <td>インターロッキング・レンガ アスファルトブロック</td> <td>不陸(凸凹等)のないように仕上げる</td> </tr> <tr> <td>タイル・本石</td> <td>粗面で筋入りのものとする</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目地を設ける場合は、必要最小限とし、車椅子通行時に支障とならないよう配慮する。</p>				床材(舗装材)	配慮事項	アスファルト	平滑に仕上げる	コンクリート・モルタル	ほうき目等、粗面が望ましい	コンクリート平板	ゴム入等、ノンスリップ加工が必要	インターロッキング・レンガ アスファルトブロック	不陸(凸凹等)のないように仕上げる	タイル・本石	粗面で筋入りのものとする
床材(舗装材)	配慮事項														
アスファルト	平滑に仕上げる														
コンクリート・モルタル	ほうき目等、粗面が望ましい														
コンクリート平板	ゴム入等、ノンスリップ加工が必要														
インターロッキング・レンガ アスファルトブロック	不陸(凸凹等)のないように仕上げる														
タイル・本石	粗面で筋入りのものとする														

項目 ○推奨 ●義務	内容	参照 図表
段		
○	・ けあげは 16cm 以下、踏面は 30cm 以上、け込み 2cm 以下とする。	
○	・ 杖使用者の利用に配慮し、段の幅は 140cm 以上とする。	
○	・ 手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を 5cm 立ち上げる。	
●	<p>一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 手すりを設ける。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。 	図 1.1
●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 	図 1.1
傾斜路（屋外） （屋内の傾斜路については、[5] 傾斜路を参照）		
○	・ 傾斜路の勾配は、屋外では雨天時を考慮して 1/15 以下とする。	図 1.1
○	・ 通行の安全確保、休憩、方向転換のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150cm 以上の水平なスペースを設ける。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合は、傾斜路の幅員と同じ幅を確保する。	図 1.1
○	・ 傾斜路が広幅員または長くなる場合は、両側に手すりを設ける。	図 1.1
○	・ 傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や、視覚障がい者の利用配慮のため、45cm 以上の長さの水平部分を設ける。	図 1.1
○	・ 義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。	図 1.1
○	・ 傾斜路は、道路に対し垂直に設置しないなど、車椅子の安全性に配慮して設置する。	
●	<p>一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 <p>解説 ノンスリップ加工を施すなど、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。傾斜路の上端・下端または傾斜路全体を、色彩、色相又は明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。</p>	図 1.3 図 1.4 表 1.1
●	<p>一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。 <p>解説 杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止。</p>	図 1.3 図 1.4
●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とする。 	図 1.3 図 1.4
●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路の勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えない。 	図 1.4
●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路の高さが 75cm を超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設ける。 	図 1.3

項目	内容	参照図表
----	----	------

図

図 1.3 傾斜路（屋外）

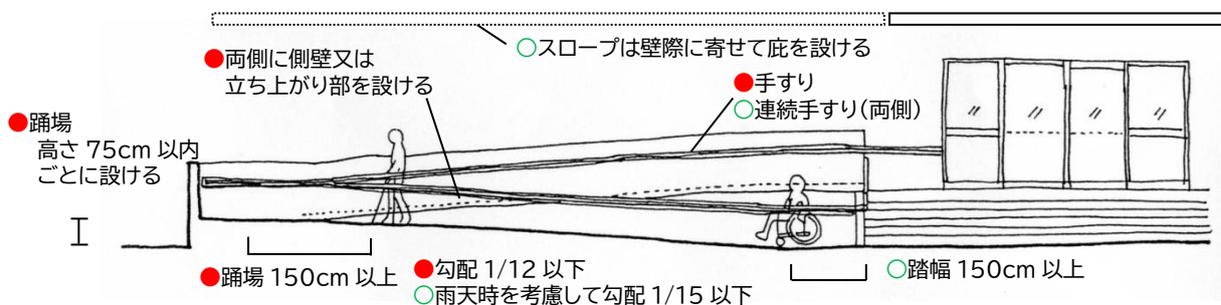
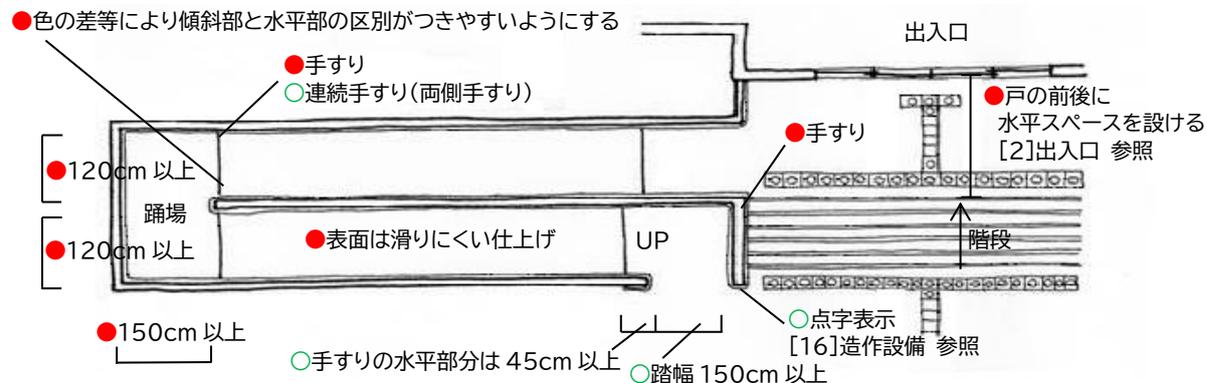
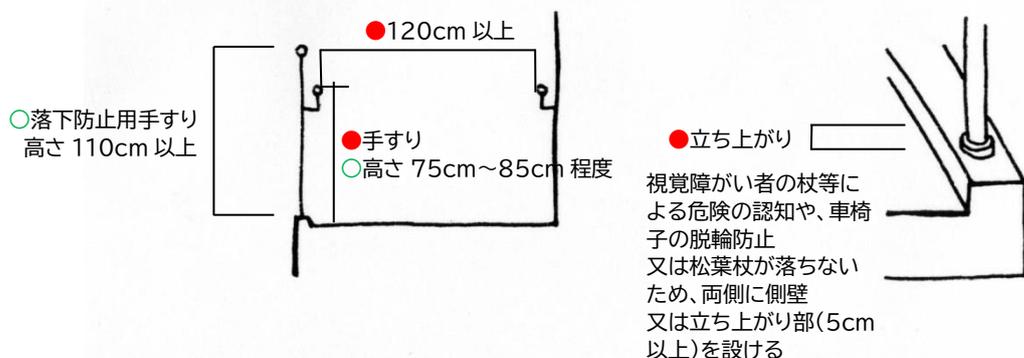


図 1.4 傾斜路（屋外）の立ち上がりと手すり



通路上の障害物

○	<p>・モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車椅子使用者、視覚障がい者の通行に支障が出ないよう配慮する。</p> <p>解説 車止め（ポラード）は、視覚障がい者が衝突したり、車止めの種類・構造によっては車椅子使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、最小限のエリアや数とし、幅員90cm以上を確保する。また、白杖で認知しやすい大きさや、周囲の床面または壁面とコントラストをつけた色彩を用いるなど、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。</p>
---	--

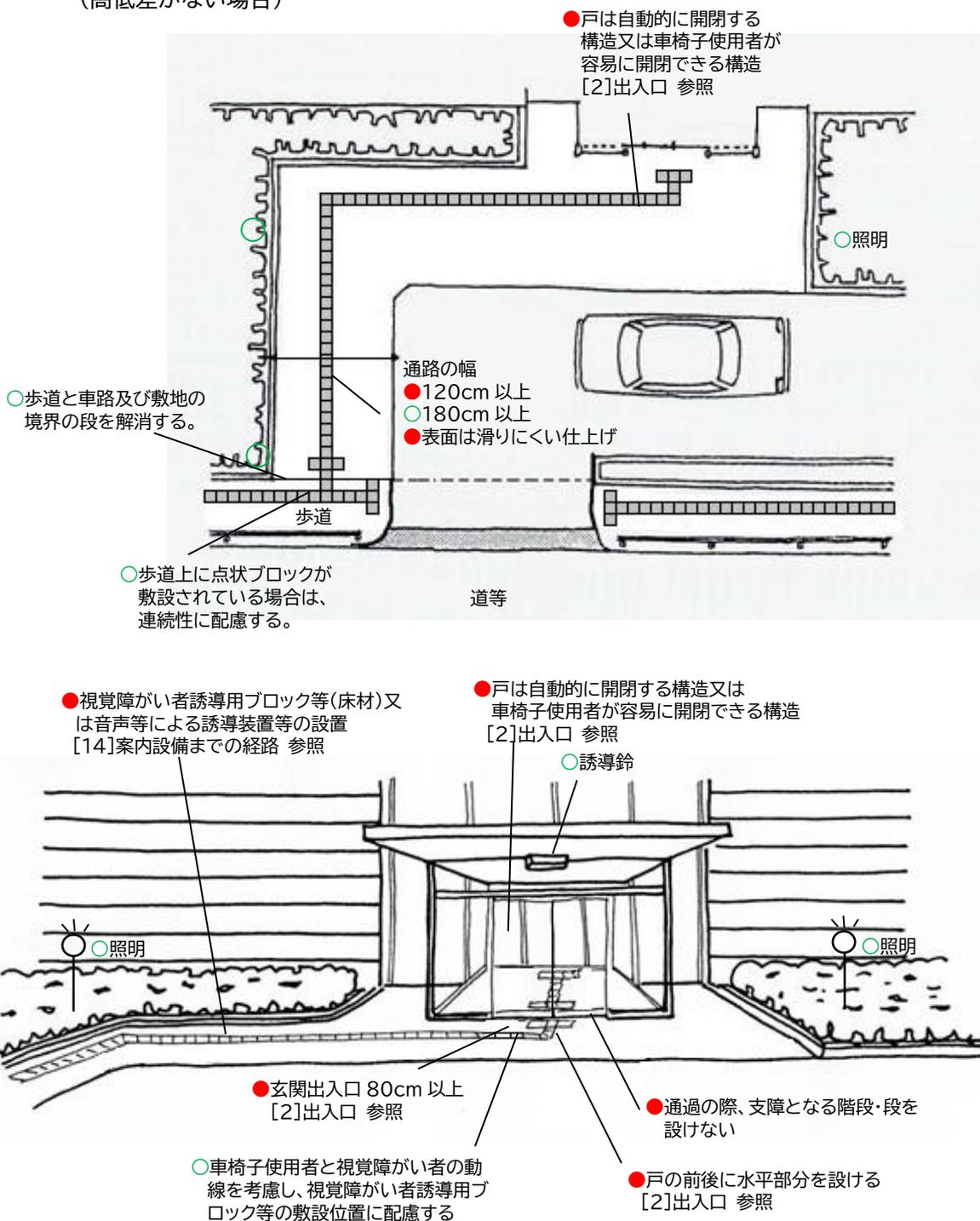
照明

○	・夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。	図 1.5
○	・段のある部分は、低位置に照明設備を設置し、踏面とけあげ面を明るく照らす。	図 1.5
○	・路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	
○	・光源が直接目に入らないよう配慮する。	

項目	内容	参照 図表
○推奨 ●義務	車寄せ	
○	・車寄せを設ける場合、車椅子使用者が車椅子に乗ったまま車両から降りるのに十分なスペースを確保する。	
○	・50m 以内ごとにベンチ等の休憩設備を設ける。ただし、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置する。 解説 ベンチは座面の高さ 40～45cm、背もたれの高さ 75cm 程度とする。	

図

図 1.5 アプローチ
(高低差がない場合)



チェック項目（義務基準）		
一般基準	仕上げ	
	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段	
	②段がある部分	-
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	傾斜路（屋外）	
	③傾斜路がある部分	-
	(1)手すりを設けているか（勾配1/12を超え 又は高さ16cmを超え かつ、1/20を超える傾斜部分に限る）	
(2)前後の通路と識別しやすいものか		
(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		
移動等円滑化経路	幅員の確保	
	①幅は120cm以上であるか	
	転回スペース	
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	戸の構造	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	横断溝の仕様	
	④通路を横断する排水溝のふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか	
	傾斜路（屋外）	
	⑤傾斜路がある部分	-
(1)幅は段に代わる場合は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上であるか		
(2)勾配は1/12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか）		
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20を超える場合に限る）		
⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		